

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	相模原市 後期高齢者医療に関する事務(平成29年1月～) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、平成29年1月のシステム更新後の後期高齢者医療に関する事務について記載する。

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和4年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>1 制度内容 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき実施される。 運営主体は、都道府県ごとに設置する後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入(政令指定都市含む)。以下「広域連合」という。)となる。運営主体は広域連合だが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等に基づき、保険料の徴収の事務、資格・給付に関する申請及び届出並びに窓口業務については市区町村が処理する。広域連合と市区町村の事務の管掌範囲は次のとおりである。</p> <p>○広域連合 ・被保険者の認定・資格の認定(取得、喪失の確認)・被保険者証の交付 ・被保険者証更新時の交付・保険料率の決定・賦課決定・減免の決定 ・レセプトの審査及び点検・高額療養費対象者の把握、申請勧奨、支給決定 ・葬祭費等の支給決定</p> <p>○市区町村 ・住民記録情報の提供・地方税関係情報の提供・資格取得、喪失届受付事務 ・被保険者証の随時交付(再交付)・普通徴収の納期決定・年金からの特別徴収 ・保険料の収納・納入通知、督促の発送・減免申請の受付・高額療養費及び療養費の支給申請受付 ・葬祭費等の申請受付</p> <p>また、相模原市における特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおりである。</p> <p>1. 資格管理業務 (1)住民基本台帳情報等の取得 市から広域連合に住民基本台帳情報等を移転し、広域連合は年齢到達者等を特定する。 (2)被保険者資格の異動 被保険者資格の異動があった時、広域連合は被保険者資格の審査・決定、被保険者証等の発行を行い、市が被保険者へ被保険者証の引き渡しを行う。 また、市及び広域連合は被保険者情報等を共有し、管理する。 (3)被保険者資格に関する届出(転入・転出、障害認定等) 市は被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合が審査・決定、被保険者証等の発行を行い、市が被保険者へ被保険者証の引き渡しを行う。</p> <p>2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市から広域連合に被保険者の所得情報等を移転し、広域連合は被保険者ごとの保険料賦課額を決定する。その保険料額に基づき、市は保険料の徴収方法及び納期等を決定し、当該被保険者に保険料額決定通知書等を送付する。特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を行い、普通徴収の場合は納付書又は口座振替により徴収する。 (2)保険料収納 市は、被保険者ごとの納付状況の管理、納め過ぎた場合の還付状況の管理、納期限までに納付がなかった場合の督促状の送達、督促状の送達状況等に応じた時効管理、延滞金額の確定及び納付書の送達を行う。</p> <p>3. 給付業務 市は、療養費支給申請書等に関する申請を受け付ける。広域連合は、療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該申請者に対して療養費支給決定通知書等を送付する。 ＜広域連合と市との間の特定個人情報の授受＞ 広域連合と市は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残し、その他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療市町村システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の59項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税制・債権対策課、市長公室DX推進課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター、津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)
②所属長の役職名	保険企画課長、国保年金課長、税制・債権対策課長、DX推進課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山福祉相談センター所長、津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター所長、藤野福祉相談センター所長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、 青野原出張所長、青根出張所長 大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、 相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 保険企画課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月22日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉部参事(兼)地域医療課長 鈴木泰明、債権対策課長 井出政之、情報政策課長 井上隆、 緑高齢者相談課長 山本美枝子、中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 阿部一彦 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、 藤野保健福祉課長 角田仁 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まづくりセンター所長 薄井卓、城山まづくりセンター所長 水野克己、串川出張所長 佐藤尚、鳥屋出張所長 山崎哲男、青野原出張所長 大熊哲郎、青根出張所長 杉本恵司 中央区役所区民課長 田野倉和美、大野北まづくりセンター所長 大島直人、田名まづくりセンター所長 長田浩、上溝まづくりセンター所長 佐藤憲一 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まづくりセンター所長 田中正信、麻溝まづくりセンター所長 根岸和泉、新磯まづくりセンター所長 新井国師、相模台まづくりセンター所長 宮澤容子、相武台まづくりセンター所長 村田典久、東林まづくりセンター所長 菊地原真	福祉部参事(兼)地域医療課長 増田美樹夫、債権対策課長 井出政之、企画部参事(兼)情報政策課長 井上隆 緑高齢者相談課長 山本美枝子、保険高齢部参事(兼)中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 阿部一彦 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、 藤野保健福祉課長 角田仁 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まづくりセンター所長 網本佳代、緑区役所参事(兼)城山まづくりセンター所長 水野克己、串川出張所長 佐藤尚、鳥屋出張所長 山崎哲男、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 杉本恵司 中央区役所参事(兼)区民課長 田野倉和美、大野北まづくりセンター所長 木村達也、田名まづくりセンター所長 長田浩、上溝まづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まづくりセンター所長 光岡淳、新磯まづくりセンター所長 大貫勝、相模台まづくりセンター所長 長田浩美、相武台まづくりセンター所長 角田小百合、東林まづくりセンター所長 菊地原真	事後	重要な変更にあたらぬ。 (人事異動による変更)
平成30年9月7日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局福祉部地域医療課、企画財政局税務部債権対策課、企画財政局企画部情報政策課 健康福祉局保険高齢部緑高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部中央高齢者相談課、健康福祉局保 険高齢部南高齢者相談課、健康福祉局福祉部城山保健福祉課、健康福祉局福祉部津久井保健福祉課、 健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課、健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局福祉部地域医療課、企画財政局税務部債権対策課、企画財政局企画部情報政策課 健康福祉局保険高齢部緑高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部中央高齢者相談課、健康福祉局保 険高齢部南高齢者相談課、健康福祉局福祉部城山保健福祉課、健康福祉局福祉部津久井保健福祉課、 健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課、健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にあたらぬ。 (事務分掌規則に基づく変更)
平成30年9月7日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉部参事(兼)地域医療課長 増田美樹夫、債権対策課長 井出政之、企画部参事(兼)情報政策課長 井上隆 緑高齢者相談課長 山本美枝子、保険高齢部参事(兼)中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 阿部一彦 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、 藤野保健福祉課長 角田仁 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まづくりセンター所長 網本佳代、緑区役所参事(兼)城山まづくりセンター所長 水野克己、串川出張所長 佐藤尚、鳥屋出張所長 山崎哲男、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 杉本恵司 中央区役所参事(兼)区民課長 田野倉和美、大野北まづくりセンター所長 木村達也、田名まづくりセンター所長 長田浩、上溝まづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まづくりセンター所長 今井博之、新磯まづくりセンター所長 大貫勝、相模台まづくりセンター所長 長田浩美、相武台まづくりセンター所長 角田小百合、東林まづくりセンター所長 菊地原真	地域医療課長 増田美樹夫、債権対策課長 井出政之、情報政策課長 二瓶行 緑高齢者相談課長 川端啓文、中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 永田千鶴子 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、 藤野保健福祉課長 山本美枝子 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まづくりセンター所長 網本佳代、城山まづくりセンター所長 岩部正志、串川出張所長 井上和明、鳥屋出張所長 長田孝宏、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 井上尚 大野北まづくりセンター所長 木村達也、田名まづくりセンター所長 長田浩、上溝まづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まづくりセンター所長 今井博之、新磯まづくりセンター所長 大貫勝、相模台まづくりセンター所長 長田浩美、相武台まづくりセンター所長 角田小百合、東林まづくりセンター所長 菊地原真	事後	重要な変更にあたらぬ。 (人事異動による変更)
平成30年9月7日	II しいき値判断項目 1.対家人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (時点の変更)
平成30年9月7日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (時点の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	地域医療課長 増田美樹夫、債権対策課長 井出政之、情報政策課長 二瓶行 緑高齢者相談課長 川端啓文、中央高齢者相談課長 宮崎文枝、南高齢者相談課長 永田千鶴子 城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、串川出張所長 井上和明、鳥屋出張所長 長田孝宏、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 井上尚 大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真	地域医療課長、債権対策課長、情報政策課長、緑高齢者相談課長、中央高齢者相談課長、南高齢者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更にあたらぬ。 (様式の変更)
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康福祉局福祉部地域医療課、企画財政局税務部債権対策課、企画財政局企画部情報政策課 健康福祉局保険高齢部緑高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部中央高齢者相談課、健康福祉局保険高齢部南高齢者相談課、健康福祉局福祉部城山保健福祉課、健康福祉局福祉部津久井保健福祉課、健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課、健康福祉局福祉部藤野保健福祉課、健康福祉局福祉部緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税務部債権対策課、総務局情報政策課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	地域医療課長、債権対策課長、情報政策課長、緑高齢者相談課長、中央高齢者相談課長、南高齢者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	保険企画課長、国保年金課長、債権対策課長、情報政策課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	相模原市 健康福祉局 福祉部 地域医療課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8231	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 保険企画課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)
令和2年7月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正のため)
令和2年7月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらぬ (時点修正のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税務部債権対策課、総務局情報政策課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税務部債権対策課、市長公室DX推進課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にあたらぬ (組織改編による課名変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険企画課長、国保年金課長、債権対策課長、情報政策課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	保険企画課長、国保年金課長、債権対策課長、DX推進課長 緑高齢・障害者相談課長、中央高齢・障害者相談課長、南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更当たらない (組織改編による課名変更のため)
令和3年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点の変更のため)
令和3年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点の変更のため)
令和4年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	財政局税務部債権対策課 城山保健福祉課 津久井保健福祉課 相模湖保健福祉課 藤野保健福祉課	財政局税制・債権対策課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター	事後	重要な変更当たらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和4年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	債権対策課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長	税制・債権対策課長 城山福祉相談センター所長 津久井高齢・障害者相談課長 相模湖福祉相談センター所長 藤野福祉相談センター所長	事後	重要な変更当たらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更当たらない (事前の提出・公表が義務付けられていない)